

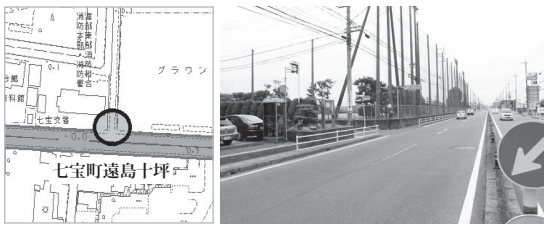
事故の起こりやすい場所～守って安全・知って安心～Vol.42

名称 海部東部消防署の東側
場所 七宝町遠島十坪

海部東部消防署と七宝北中学校に挟まれた南北方向の道路は、県道と三叉路で交わる。

強引に入ろうとする車、無理に出ようとすると車が出会えば、正面衝突の危機。2台がすれ違つことができるほどの幅員はないので、ブレーキが間に合わなければ、正面から衝突するしかない。見通しの悪い場所は、一旦停止と徐行が原則です。

(市公式ウェブサイトで掲載ヒヤリハット・あ！マップから抜粋)



問合せ先 安全安心課

0444・08621

交通安全

令和元年中
交通事故死亡者数

地域	死者数
愛知県	91人
津島警察署管内	4人
あま市	2人

令和元年8月末現在

防災



令和元年秋季全国火災予防運動

期間 11月9日(土)～15日(金)

全国統一防火標語

「ひとつずつ、いいね！で確認 火の用心」

火災が発生しやすい気候となる時期を迎えるに当たり、火災による死者及び財産の損失を防ぐことを目的として、毎年「11・9番の日」である11月9日から1週間の日程で秋季全国火災予防運動が実施されます。

火災を未然に防止するため、家庭



でも防火の重要性を認識し、日常生活における防火対策を実践しましょう。

住宅防火のちを守る3つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

問合せ先 安全安心課

0444・08621

海部地方防災ボランティアコーディネーター養成講座

大規模な災害が発生した場合に全国から集まるボランティアの受付や整理を行い、被災者のニーズを把握してボランティアと結びつける役割を担う「防災ボランティアコーディネーター」の養成講座を開催します。

日時 令和2年1月26日(日)・2月2日(日)

午前9時30分～午後4時

※予備日：令和2年2月9日(日)
場所 大治町総合福祉センター 希望の家 会議室

対象者(次のすべてに該当する方)
 (1)満15歳以上の方

(2)あま市、津島市、愛西市、弥富市、大治町、蟹江町、飛島村のいずれかの市町村に在住、または在勤もしくは在学の方

(3)講座受講後も防災活動に意欲的に取り組んでいただける方

定員 40人程度(応募者多数の場合は抽選)

内容 愛知県の防災体制、災害ボランティアセンターの役割、被災者への対応、ボランティアへの対応、ボランティアセンター運用体験等

受講料 無料

※交通費及び昼食等は自己負担。

申込 12月6日(金)まで窓口もしくは電話で受け付けます。

問合せ先 安全安心課

☎444・03002

人権



女性に対する暴力をなくす運動期間

毎年11月12日から25日は女性に対する暴力をなくす運動期間です。市ではこの期間中、市民の皆様

にDVに関する知識を深めていただくため、甚目寺庁舎でDVに関するパネル展示を実施します。ぜひ足を運んでみてください。

日時 11月12日(火)～25日(月)

場所 甚目寺庁舎

問合せ先 人権推進課

☎444・03698

環境・衛生



わたしたちのまちをきれいにしよう

道路等にポイ捨てされたごみ(空きカン・空きビン・たばこの吸い殻等)は、まちの景観を損ねるばかりでなく、悪臭や有毒ガスを発生させることもあります。そのため、身近な生活環境や自然環境を悪化させる原因にもなり、まちのイメージダウンにもつながりかねません。

ごみのポイ捨ては、『自分だけなら大丈夫』と思っていると、皆が同

じ気持ちで捨ててしまい、結局ごみでいっぱいになってしまいます。これは、1人ひとりの心がけひとつでなくすることができます。

「ポイ捨て」をなくして、まちもこころも一緒に美しくしていきたいましよう。

問合せ先 環境衛生課

☎444・3132

ごみの焼却は禁止されています

家庭から出るごみを正規の焼却炉を使わずに、ドラム缶や簡易焼却炉、野外で焼く「野焼き」は一部の例外を除いて法律で禁止されています。野焼きをしている人は、『自分1人くらいなら大した影響はないはず』と思われていませんか？

特に塩化ビニル等の塩素を含むプラスチックごみを燃やすと、黒煙とともに臭いが発生し、近隣の迷惑となります。そればかりでなく、燃やす過程でダイオキシン等の有害物質が発生する恐れがあります。家庭等のごみは、燃やさずに分別して収集日に出してください。

市民1人ひとりの気配りで、大切な自然環境を守りましょう。

問合せ先 環境衛生課

☎444・3132

その他



愛知県最低賃金は、10月1日から時間額「926円」に改正されました

最低賃金は県内の事業所で働くすべての労働者(常用・臨時・派遣・パートアルバイト等)に適用されます。

使用者は、適用される最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。賃金が時間給以外で定められている場合(月給・日給等)、賃金を1時間当たりの金額に換算して時間額926円と比較します。

詳しくは、津島労働基準監督署にお尋ねください。

問合せ先 津島労働基準監督署

☎0567・26・4155

